

2020年  
(令和2年)

8月31日  
第1072号

申告・記帳・決算  
新規開業・法人設立  
労働保険・一人親方  
税金相談・法律相談  
《相談は大宮民商へ》

# 大宮民商News



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262  
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 休み:第2第4土と日祝  
営業時間:9～17時 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>

大宮民商では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施中です。対話スペースにパーティションを設置しました。  
また事務所に来所の際は・マスクの着用・手指消毒・検温と来所記録の記入にご協力ください。



今週の全国商工新聞(8月31日・第3423号)に、大宮民商ニュース(8月3日・第1069号)の記事「会長先頭に会員に電話かけ」が掲載予定です。全国版での、大宮民商に関する記事をぜひご覧ください。



## 《大宮民商 予定表》

9/7(月) 理事会 19:00～  
9/15(火) 婦人部会 13:00～

## おおみや診療所 日曜健康診断

・9月13日・9月27日・11月1日  
健診希望者は診療所に直接予約をしてください。☎ 048-624-0238

## みずほ銀行 通帳発行に手数料

みずほ銀行は2021年1月18日から、新規の口座開設で紙の預金通帳を発行する際に1,100円の手数料を取ると発表しました。インターネット上で出入金を管理する「デジタル通帳」への移行を促し、経費の削減を図るようです。

2021年1月18日以降に開いた口座の紙の通帳を繰り越す際にも、同額の発行手数料がかかります。一方、インターネット使用率が低い70歳以上の顧客に対しては引き続き紙の通帳を無料とします。

紙の通帳の有料化は、他行も追随する可能性があります。無料のうちに紙の通帳口座を作っておいたほうが良いのかもしれない。

## 個人データに関する消費者の考え方



2020年版情報通信白書によると、プライバシーやデータ保護に関する規制やルールに対する消費者の考え方は、「便利・快適性の重視」より「安心・安全性の重視」との回答が大きく上回りました。

企業等が提供するサービスやアプリケーションを利用する際に、個人データを提供することについて8割の人が「不安を感じる」と答えています。白書はインターネット利用時に感じる不安の内容について「個人情報やインターネット利用履歴の漏えい」の割合が88.4%と最も高いと指摘しています。

安倍政権は、各種法制定で個人情報を儲けの種にした成長戦略を行ってきました。さらにコロナを機にデジタル化に前のめりになっており、データのより一層の利活用を推進しています。日本の個人情報保護制度は欧州と比べても不十分です。消費者の安心・安全を求める声に目を向け、プライバシーが守られる規制・ルールを作るべきです。

## さいたま市の緊急経済支援金は 申請期限が 9月30日まで延長されました!

### 収支内訳書が無くても申請できるようになった! さいたま市 緊急経済支援金 10万円

内容	市内に本社がある小規模法人と、市内で事業を行い住民登録のある個人事業主に支給。※市税の滞納が無いこと。 ※令和2年4月7日以前から市内で事業を営んでおり、申請後も引き続き市内で事業を営む意思があること。
申請方法	9月30日まで に簡易書留で郵送(書類は市役所と大宮浦和中央岩槻区役所で配布。市ホームページからダウンロード可)
必要書類	法人 <input type="checkbox"/> 令和元年分の法人税 確定申告書 別表一の控え(税務署の受付印があるもの) <input type="checkbox"/> 法人事業概況書(両面)の控え <input type="checkbox"/> 登記簿謄本(発行3カ月以内)または法人設立届の控え 個人 <input type="checkbox"/> 身分証明書(運転免許証、健康保険証など) <input type="checkbox"/> 確定申告書 第一表の控え(令和元年分。税務署の受付印があるもの) <input type="checkbox"/> 税務署に提出した開業届の控え もしくは 青色決算書 ※白色申告で開業届を税務署に提出していない人は、下記3点を用意すればOK! <input type="checkbox"/> 「個人事業主としての確認書(開業届未提出者用)」 <input type="checkbox"/> 令和元年分の確定申告書 第二表の控え <input type="checkbox"/> 収支内訳書の両面(事業所得、不動産所得)の控え 収支内訳書も出せない場合は、事業実態を確認するための書類を用意すればOK! 〔例〕☆帳簿、売上台帳などの写し(年間でなく、一部期間で可) ☆店舗、事業所等の写真 ☆受発注伝票、支払調書、依頼票(一部でも可) ☆業種別組合の組合員証の写し(〇〇業組合等) 共通 <input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳の1・2ページ目 <input type="checkbox"/> 許認可証等の写し(事業活動に必要な業種のみ)

☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈世相〉都道府県に次ぐ規模の地方公共団体である「市」になるには、原則人口5万人以上が必要。一度市になれば5万人を下回っても市のままでいられる。

# 埼玉県が行なう家賃支援制度が始まりました (埼玉県) 中小企業・個人事業主等家賃支援金

※国の家賃支援給付金に申請し、給付通知を受け取った事業者のみ申請できます

申請期限：2021年2月15日まで

支援金額：月額支払家賃の1/15の6か月分（上限額20万円（契約が複数の場合は30万円））

主な要件：①埼玉県内にある建物、土地等を事業目的で賃借している。

②国の家賃支援給付金に申請し、給付通知を受け取っている。

③2019年の月平均売上が15万円以上ある。

申請方法：電子申請「埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃借人）」で検索

郵送申請……書類をホームページからダウンロードするか、県庁・市役所等で入手

売上が減少した店舗に家賃を減免した賃借人（大家・オーナー等）に対する支援金の制度もあります

詳細は申請要領・県のホームページなどをご覧ください。

## コロナで売上減の事業者へ～（国）家賃支援給付金

WEB申請 または 窓口申請 ※「窓口申請」の会場は大宮区仲町（大宮駅東口徒歩4分）にあります

【支給対象】 下記①②③すべてを満たす事業者

①2019年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業継続を望む中小企業及び個人事業者

②5月～12月の売上高について、1ヵ月で前年同月比▲50%以上または連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上

③事業のために占有する土地・建物の賃料支払いがある

駐車場や倉庫、個人事業主の住居兼事務所で事業用として税務申告している部分も支給対象です

※下記の取引は支給対象外

- ・転貸（又貸し）を目的とした取引。
- ・貸し主と借り主が実質的に同じ取引（社長が自分の会社に貸している、など）。
- ・貸し主と借り主が夫婦または一親等以内の取引。



【給付額】 支払賃料×2/3の6倍（法人最大600万円 個人最大300万円）※細かな算定法は経産省HPを参照

【必要書類】  ☆誓約書  身分証明書（個人の場合）  対象月の売上台帳等  通帳の表紙と1、2ページ目

2019年分の申告書控え（法人は事業概況書も）（個人の青色申告者は青色決算書も）

直前3ヵ月間の賃料支払いを証明する書類（通帳の写し、振込明細書など）

賃貸借契約書（無い場合は「☆賃貸借契約等証明書」（☆印の書類はホームページからダウンロードします）

【申請窓口】 完全予約制 予約電話 0120-150-413

埼玉会場 〒330-0845 さいたま市大宮区仲町2-26 富士ソフトビル TKP 大宮ビジネスセンター

※窓口申請の場合は事前に「申請補助シート」をホームページから印刷して記入し、会場へ持参します。印刷が困難な場合は会場に印刷した用紙があるので事前に取りにいきましょう。

【申請期間】 2021年1月15日まで

支給が決定されると、大家さん（貸し主）にも通知が届きます。事前に大家さんへ「家賃支援給付金を申請します」と連絡しておくとい良いでしょう。

申請要領の詳細は 経済産業省 のホームページで確認してください

